

シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

アメリカの司法取引の実情に学ぶ —捜査協力型司法取引は可視化とセットで—

取調べの可視化実現大阪本部 副本部長 秋田 真志

前回のドイツに引き続き、日弁連がアメリカで行った司法取引の実情調査についてお伝えする。アメリカの実情からも、可視化の重要性が浮かび上がってきた。

1. 視察の目的と概要

視察目的は、司法取引の歴史が長いアメリカにおいて、その実情を知ることにある。周知のとおり、わが国では今年の通常国会に刑事訴訟法の一部改正法案が提出され、同法案は衆院で一部修正の上可決され、参院に送られたが審議未了のまま継続審査となっている。同法案の柱の1つとして、司法取引とされる「捜査公判協力型・協議合意制度」の導入があげられる。この司法取引制度導入がなされれば、わが国の刑事司法に大きな影響を与える可能性もある。良きにつけ悪きにつけ、アメリカの経験に学ぶべきことは多いはずである。

視察は、10月26日から30日にかけて、ニューヨーク及びサンフランシスコの2大都市を股にかける形で行われた。日本からの視察団6名のうち大阪からは筆者と鈴木一郎会員の2名が参加した。

ニューヨークの訪問先は、ヤンキース・スタジアムで有名なブロンクスにあるブロンクス・パブリック・ディフェンダー（公設弁護士）事務所である。弁護士70名のほか、所内に10名の専属調査官、数名のソーシャル・ワーカーを抱える大事務所である。同事務所を基点に多くの刑事弁護士、現職裁判官や元検察官からのヒアリング、意見交換の機会を得た。

サンフランシスコでは、日系人ジェフ・アダチ弁護士が所長を務めるサンフランシスコ・パブリック・ディフェンダー事務所を基点とすることができた。同事務所も、95名の弁護士のほか、所内に専属調査官、メンタルケアの専門官などを抱える大事務所である。カリフォルニア州は同事務所に年間30億円もの予算を充てているという。その太っ腹ぶりには驚かされる。

サンフランシスコでは、同事務所を基点に、現職裁判官、連邦公設弁護士、現役州首席検察官らと交流することができた。

2. 司法取引の概念 —日本での司法取引概念は特殊だ

視察の紹介に先立ち、まず、「司法取引」の概念について確認しておいた方がよさそうである。というのは、**日本で司法取引とアメリカの司法取引概念には、ずれが生じていると思われる**からである。日本で呼ばれるとき「司法取引」という上位概念があり、その下に①有罪答弁型と、②訴追協力型があるという分類をしがちである^{※1}。今回の法案の要綱が議論された法制審特別部会でも、そのような分類に従って議論が進められ、「今回わが国では、①の導入は見送り、②のみを導入することとした」などという議論がなされることが多い。確かに、①も②も「deal」（取引）を行った結果、「刑の減輕」等を行うという観点からは、両者は相互に関連しており、上記のような分類もわかりやすいとは言えよう。しかし、アメリカの法曹にとっては、①と②は別個のシステムであり、両者を結びつけて議論する発想そのものがない。この点、日本の関係者は、「司法取引」全般を指す表現として「plea bargaining」と表現しがちであるが、アメリカ側にとって「plea bargaining」は、あくまで①のことであって、②を連想しない。このことを意識しないまま、アメリカ人と話をすると、議論がちぐはぐになりがちなのである。わが国で導入されようとして

※1 このような分類は、宇川春彦検事が判例時報に連載した「司法取引を考える(1)～(17)」(判例時報1583号～1627号)による影響が大きいと思われる。

いる協力型司法取引についても、「plea bargaining」とは切り離して議論されるべきであろう。

3. アメリカにおける協力型司法取引の実際

では、日本で導入が議論されている協力型司法取引は、アメリカではどのように運用されているのか。そこは取引社会と呼ばれるアメリカのことである。取引協力による捜査や訴追は広く一般的に行われているのではないかとも思えるところである。しかし、アメリカの法曹関係者に尋ねると、実情はおよそ違っていた。確かに協力型の司法取引が存在することは事実だが、**滅多に行われることはない**というのがインタビューした関係者の一致した意見だったのである。特に、FBIが捜査する連邦事件に比較して、州の刑事手続ではより頻度が少ないという。例えば、ニューヨーク・ブロンクス事務所で、今回の視察をコーディネートしてくれたマイク・ブロック弁護士によれば、「自分がこれまで扱った1500件の刑事事件のうち、協力型の司法取引が問題となったのは3件くらいだよ」とのことであった。

これに対し、連邦事件では司法取引がなされることは相対的には多いという。これは、連邦事件の量刑が議会委員会が定めた「量刑ガイドライン」に基づいて行われることが影響しているようである。量刑ガイドラインでは、犯罪類型毎に量刑の最下限が定められているが、捜査協力が認められればこの最下限の拘束がなくなり、大きな減軽が得られる可能性があるというのである。サンフランシスコ連邦公設弁護士ジェフ・ハンセン弁護士によれば、最高25年の禁固がありうる武装した銀行強盗事件で、被告人がテロリストの情報を捜査機関に提供したことにより、わずか6ヶ月の刑にとどまったことがあるという。しかし、そのような連邦事件でも捜査協力による減軽がなされることは滅多にないという。

協力型の司法取引は、なぜ少ないのか。インタビューをした誰もが強調するのは、「そもそも協力者の供述など信用できない」ということであった。そうでなくとも、協力者には虚偽供述の動機がある。仮に陪審裁判になった場合に、裁判官から陪審に対しては、「協力者の供述の信用性は特に慎重に判断するように」という説示がなされるという。

また、より現実的な問題として、実際に捜査に有効

な情報を持っている協力者は少ないとのことであった。マイク弁護士が取り扱った事例でも、組織の末端で実行役をさせられた依頼者が、捜査協力によって減軽を得ようとしたが、末端であるが故に有力な情報を持ち合わせておらず、結局取引は成立しなかったという。

4. 司法取引こそ可視化すべきだ

インタビューを通じて、異口同音に語られたのは、協力型司法取引においては、協力者供述の信用性の問題点であった。その関係で驚かされたのは、それらの指摘の中で、常に強調されたのが検察官の倫理だったことである。とにかく、**検察官は協力者供述を鵜呑みにしてはならない、十分な裏付けをとってこそ初めて取引できる**というのである。

この点で印象的だったのが、サンフランシスコのジョージ・ガスコン州首席地方検察官の話である。「わが州の検察官は、協力者の供述のみで訴追することなど決してしない。協力者供述の信用性を他の証拠で裏付けることが重要であるし、その信用性判断は、複数の検察官で行う。貴国で協力型の司法取引を導入するというのであれば、その運用は是非慎重であるべきだ」というのである。検察官として極めて抑制的なその意見に驚かされた。そこで、可視化について率直に意見をぶつけてみることにした。「供述の信用性が重要だと言うことであれば、その供述はできるだけ可視化すべきじゃないでしょうか」と問うたのである。その答えにさらに驚かされた。「私たちの州では、ちゃんと取調べを録画しているよ。特に協力者の供述は全過程をしている」と言うのである。ハンセン弁護士からは、連邦捜査にあたってFBIは可視化に消極的と聞いていたこともあり、正直「え?ほんま?タテマエじゃないの」と疑ってしまった。しかし、直後に公設弁護人事務所のジェフ・アダチ所長に聞いたところ、確かにサンフランシスコでは、そのような場合には間違いなく可視化をしているという。別にインタビューをした元検察官ジョージ・フィッシャー・スタンフォード大学教授も、可視化が信用性判断の重要なポイントとなりうることを認めておられた。

日本で協力型司法取引が導入される場合にも、**可視化とセットにする運用を勝ち取っていくことが重要**であろう。